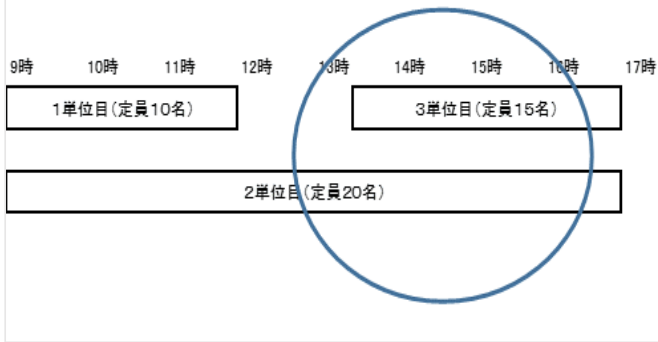


本給付金に係るQ&A（尼崎市物価高騰対策福祉施設等支援給付金）

令和4年10月13日時点

NO.	介護	障害	質問	回答
1	●	●	現在、一時的に休止をしている事業所については、対象となるのか。	対象外となります。また、本市法人指導課に届け出を行っていないが、実態として休止状態の場合も同様となります。
2		●	他市で事業所指定は受けているが、所在地が尼崎市内となるいわゆる従たる事業所については、対象となるのか。	対象外となります。
3	●		地域密着型サービスや通所型サービス（第一号通所事業）において、尼崎市と他市で指定を受けている事業所については、対象となるのか。	対象となります。
4		●	尼崎市で事業所指定は受けているが、所在地が市外となるいわゆる従たる事業所については、対象となるのか。	対象となります。
5		●	従たる事業所については、申請書兼請求書（作成フォーム）へはどのように記載すればよいのか。	従たる事業所については、主たる事業所の定員数に含めて記載してください。
6	●	●	定員数については、いつ時点のものとなるのか。	令和4年8月1日時点で本市法人指導課に届け出済みの定員数となります。
7		●	地域活動支援センターと小規模作業所の定員数の考え方はどうなるのか。	実際の利用人数にかかわらず、地域活動支援センターについては、I型を20人、II型を15人、III型を10人とします。また、小規模作業所については5人とします。
8		●	【通所系サービス限定】 多機能型事業所として複数の通所系サービスの指定を受けている場合の定員数の考え方はどうなるのか。	本市法人指導課に届け出済みである、それぞれのサービスごとの定員数で申請してください。なお、申請書兼請求書（作成フォーム）には各サービスの定員数がわかるように行を分けて記載してください。
9	●		通所系サービスにおいて、以下の例のように運営している事業所の定員数の考え方はどうなるのか。 例) 1日3単位「午前の半日型デイ」「午後の半日型デイ」「1日型のデイ」で事業運営 【単位1】月～金 9:00～12:00 定員10名 【単位2】月～金 9:00～17:00 定員20名 【単位3】月～金 13:30～17:00 定員15名	同一事業所において「同時に」サービス提供できる「利用者数」が本給付金における定員数となります。そのため、質問の例のように事業運営している場合、定員数は35名となります。 
10		●	『居宅介護』以外にも同一事業所において、重度訪問介護・同行援護・行動援護の指定を受けている場合の事業所数の考え方はどうなるのか。	重度訪問介護・同行援護・行動援護については、すべて『居宅介護』に含めて1事業所として申請してください。 ※ 同一事業所で一体的に運営されているため、それぞれのサービスごとに申請することはできません。
11		●	『特定相談支援』以外にも同一事業所において、地域移行支援・地域定着支援・障害児相談支援・自立生活援助の指定を受けている場合の事業所数の考え方はどうなるのか。	地域移行支援・地域定着支援・障害児相談支援・自立生活援助については、すべて『特定相談支援』に含めて1事業所として申請してください。 ※ 同一事業所で一体的に運営されているため、それぞれのサービスごとに申請することはできません。
12		●	『就労定着支援』や『居宅訪問型児童発達支援』、『保育所等訪問支援』の指定を受けている場合の申請の考え方はどうなるのか。	左記サービスについては、通所系サービス（就労移行支援や児童発達支援など）と同一事業所で一体的に運営されているため、それぞれのサービスごとに申請することはできません（同一事業所で運営する通所系サービスの給付金に含まれます）。
13	●	●	基準該当障害福祉サービス事業所については、介護と障害のどちらで申請するのか。	介護保険事業担当への申請となります。